

宮津市公報

平成22年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 9 宮津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 1

規 則

- 11 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
73 宮津市議会定例会の招集 4
74 宮津市公印の電子印の作成 4
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
77 景観計画変更の縦覧 5
78 自治功労者の表彰 5

教 育 委 員 会

〈告 示〉

- 9 宮津市教育委員会定例会の招集 5

選 挙 管 理 委 員 会

〈告 示〉

- 22 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録における被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに縦覧に供する期間及び場所 6
23 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 6

農 業 委 員 会

〈告 示〉

- 5 宮津市農業委員会総会の招集 6

条 例

宮津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同条第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項又は第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号中「又は出産したことにより、当該」を「若しくは出産したことにより当該」に、「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、「同号」を「同条」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条第4号中「再度の」を削り、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改める。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改める。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条を第8条とする。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該

子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「第8条第2項」を「前項第2項」に改め、「(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

(宮津市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第3条 宮津市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)

第2条に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の宮津市職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、第1条の規定による改正後の宮津市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

3 第2条の規定による改正後の宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行うとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

規 則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月14日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「する週休日」の次に「、勤務時間条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2項第6号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

告 示

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 大西昌行
- 3 変更年月日 平成22年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成22年5月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 石井三千彦
- 3 変更年月日 平成22年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成22年5月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 石井三千彦
- 3 変更年月日 平成22年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成22年5月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第73号

平成22年第2回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年5月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期日 平成22年5月24日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第74号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成22年5月20日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
< 略 >	市長印 市長名をもって発する文書 （子ども手当認定通知書） （子ども手当額改定通知書） （子ども手当支給事由消滅通知書） （子ども手当支払通知書） （子ども手当認定請求却下通知書） （子ども手当額改定請求却下通知書） （子ども手当差止通知書）	平成22年5月25日

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <以下掲示済>
 氏名 吉岡利広
- 3 変更年月日 平成22年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
 平成22年5月20日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認

可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 日下部 雅 一
- 3 変更年月日 平成22年4月26日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成22年5月20日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第77号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を次により縦覧に供する。

平成22年6月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 変更した景観計画の名称 天橋立周辺地域景観計画
- 2 縦覧開始の日 平成22年6月1日
- 3 縦覧場所 宮津市建設室まち景観係（本館南棟3階）

* * *

宮津市告示第78号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成22年6月1日

宮津市長 井上正嗣

自治功労者	功績
有馬 進	消防団副団長
大石 信	文化財保護審議会委員
東山 芳行	文化財保護審議会委員

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第9号

平成22年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成22年5月7日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅 一

- 1 日 時 平成22年5月24日（月）午後2時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成22年6月20日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに縦覧に供する期間及び場所を次のように定める。

平成22年5月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成22年6月12日
ただし、年齢については平成22年6月20日
- 2 登録を行う日
平成22年6月12日
- 3 縦覧に供する期間
平成22年6月13日
- 4 縦覧に供する場所
宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月28日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

- 1 縦覧の期間 平成22年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成22年5月7日

宮津市農業委員会
会長 森川耕一郎

- 1 日 時 平成22年5月14日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第8号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第9号 非農地証明について